

【新旧対照表】「個人情報保護指針」

(下線部分改正箇所)

旧	新	根拠法令等
第1条 略	第1条 同左	
<p>(定義) 第2条 この指針において、次の各項に掲げる用語の定義は、当該各項に定めるところによる。 2～18 略 (新設)</p> <p>(特則-第2条関係) 略</p> <p>(解説) 略</p>	<p>(定義) 第2条 この指針において、次の各項に掲げる用語の定義は、当該各項に定めるところによる。 2～18 同左 <u>19 学術研究機関等</u> <u>大学その他の学術研究を目的とする機関若しくは団体又はそれらに属する者をいう。</u></p> <p>(特則-第2条関係) 同左</p> <p>(解説) 同左</p>	<p>法第16条第8項</p>
第3条～第5条 略	第3条～第5条 同左	
<p>(利用目的による制限) 第6条 協会員は、保護法第17条第1項により特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱う場合は、あらかじめ本人の同意を得なければならない。ただし、当該同意を得るために個人情報を利用すること（メールの送信や電話をかけること等）は、当初特定した利用目的として記載されていない場合でも、目的外利用には該当しない。 2 協会員は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。 ただし、協会員が合併、分社化、事業譲渡等により他の個人情報取扱事業者から事業の承継することに伴って個人情報を取得した場合であって、当該個人情報に係る承継前の利用目的の達成に必要な範囲内で取り扱う場合は目的外利用にはならず、本人の同意を得る必要はない。 なお、事業の承継後に、承継前の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱う場合は、あらかじめ本人の同意を得る必要があるが、当該同意を得るために個人情報を利用すること（メールの送信や電話をかけること等）は、承継前の利用目的として記載されていない場合でも、目的外利用には該当しない。 3 前二項は、次に掲げる場合については適用しない。</p>	<p>(利用目的による制限) 第6条 協会員は、保護法第17条第1項により特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱う場合は、あらかじめ本人の同意を得なければならない。ただし、当該同意を得るために個人情報を利用すること（メールの送信や電話をかけること等）は、当初特定した利用目的として記載されていない場合でも、目的外利用には該当しない。 2 協会員は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。 ただし、協会員が合併、分社化、事業譲渡等により他の個人情報取扱事業者から事業の承継することに伴って個人情報を取得した場合であって、当該個人情報に係る承継前の利用目的の達成に必要な範囲内で取り扱う場合は目的外利用にはならず、本人の同意を得る必要はない。 なお、事業の承継後に、承継前の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱う場合は、あらかじめ本人の同意を得る必要があるが、当該同意を得るために個人情報を利用すること（メールの送信や電話をかけること等）は、承継前の利用目的として記載されていない場合でも、目的外利用には該当しない。 3 前二項は、次に掲げる場合については適用しない。</p>	

【新旧対照表】「個人情報保護指針」

(下線部分改正箇所)

旧	新	根拠法令等
<p>(1) 法令に基づく場合</p> <p>(2) 人の生命、身体又は財産（法人の財産を含む。）の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき</p> <p>(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき</p> <p>(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(解説) 略</p>	<p>(1) 法令に基づく場合</p> <p>(2) 人の生命、身体又は財産（法人の財産を含む。）の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき</p> <p>(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき</p> <p>(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき</p> <p><u>(5) 協会員が学術研究機関等である場合であって、当該個人情報を学術研究の用に供する目的（以下「学術研究目的」という。）で取り扱う必要があるとき（当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）</u></p> <p><u>(6) 学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）</u></p> <p>(解説) 同左</p>	<p>法第18条第3項第5号</p> <p>法第18条第3項第6号</p>
<p>第7条～第31条 略</p>	<p>第7条～第31条 同左</p>	
<p>(新設) 附則 (略)</p>	<p>附則 (同左)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>この改正は、令和4年7月20日から施行する。</u></p> <p><u>(注) 改正条項は、次のとおりである。</u></p> <p><u>第2条</u></p> <p><u>第6条3項</u></p> <p><u>を改正する。</u></p>	